

生駒市規則第 38 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和 32 年 7 月生駒市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 8 を次のように改める。

第 4 条の 8 条例第 8 条の 2 第 5 項の市長が規則で定める通勤手当は、1 月当たりの運賃等相当額等（第 4 条の 7 第 3 号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第 8 条の 2 第 2 項第 2 号に定める額（第 4 条の 7 第 2 号に掲げる職員に係るものを除く。）及び条例第 8 条の 2 第 3 項第 1 号に定める額の合計額（第 4 条の 10 第 2 項において「1 月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が 150,000 円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第 8 条の 2 第 5 項の市長が規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

2 条例第 8 条の 2 第 5 項の市長が規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 職員に新たに条例第 8 条の 2 第 1 項の職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の給料の支給日以後となる場合
- (2) 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の給料の支給日以後となる場合（次条第 2 項第 2 号又は第 3 号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

3 条例第 8 条の 2 第 5 項の市長が規則で定める日は、給料の支給日とする。

- 4 条例第8条の2第5項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「通勤手当の支給日」という。）までに第4条の2の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該通勤手当の支給日後に支給することができるものとする。
- 5 支給単位期間（第1項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が生駒市の休日を定める条例（平成元年4月生駒市条例第20号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。
- 6 職員がその所属する任命権者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月（第2項各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める任命権者において支給するものとする。
 - (1) 職員に新たに条例第8条の2第1項の職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第2項第1号若しくは第3号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等 当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する任命権者
 - (2) 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等 当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する任命権者
- 7 前項の規定により職員が異動前に所属していた任命権者が通勤手当を支給する場合であって、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤

手当をその際支給するものとする。

第4条の9第1項中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、「、それぞれの者」を「それぞれその者」に改め、同条第2項中「その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。）

通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第4条の2の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

- (2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

- (3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合 市長の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月
第4条の9中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、市長が定める。

第4条の10第1項中「支給単位期間」の次に「に係る通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として市長が定める場合」

を加え、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下であった場合
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 前項第2号に掲げる事由が生じ、前条第2項第1号又は第3号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第2号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る交通機関等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に1月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

第4条の10第3項中「事由発生月」の次に「（前項第1号イに掲げる場合に該当する場合にあっては、市長の定める月）」を加える。

第4条の12第2項中「（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）」を「又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合」に、「又は」を「若しくは」に、「の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）」を「又は再び通勤することとなった日の属する月」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。